

板橋区防犯協会補助金交付要綱

(平成3年3月22日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋、志村及び高島平防犯協会(以下「協会」という)に対して補助金を交付することにより、区民一人ひとりの防犯思想の啓発並びに意識基盤の醸成及び普及を確立し、もって防犯対策の充実と少年の健全育成を図ることを目的とする。

(補助金の交付)

第2条 補助金は防犯対策の事業を行う協会に対して年一回交付する。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、毎年予算の範囲内で区長が定める。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする協会(以下「申請団体」という)は、防犯協会補助金交付申請書(別記第1号様式)を区長に提出しなければならない。

(交付決定等)

- 第5条 区長は、補助金の交付申請があった場合は当該申請書を審査のうえ、速やかに交付の可否を決定するものとする。
- 2 区長は、補助金を交付すると決定したときは防犯協会補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により、申請団体に通知するものとする。
 - 3 区長は、補助金を交付しないと決定したときは、その理由を付し、申請団体に通知するものとする。

(補助金の請求及び受領)

第6条 補助金の交付の決定を受けた申請団体(以下「交付団体」という)は、区長に請求書(別記第3号様式)を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(補助金に関する調査)

第7条 区長は、補助金に関し、必要と認めるときは交付団体に対し、報告を求め、又は実地に調査を行うことができるものとする。

(決定の取消等)

第8条 区長は、交付団体が目的以外の使用、偽りその他不正の手段により補助金を受けたとき、又は事業が縮小もしくは実績が下まわったときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(補助金の返還)

第9条 区長は前条により補助金を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(実績報告書)

第 10 条 交付団体は、事業完了後又は会計年度が終了したとき、速やかに実績報告書(別記第 4 号様式)により報告しなければならない。

(補 則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和 42 年板橋区規則第 3 号)の規定を準用する。

付 則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

第1号様式

年 月 日

板 橋 区 長 様

事務所所在地
団体名称
代表者

板橋区防犯協会補助金交付申請書

年度防犯協会補助金を下記のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請いたします。

記

- | | | | |
|---|-------|--------|---|
| 1 | 交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 事業計画書 | 別添のとおり | |
| 3 | 収支予算書 | 別添のとおり | |

事務所所在地
団体名称
代表者

年度防犯事業に対する区費補助金は、下記により交付します。

年 月 日

板橋区長 坂本 健

記

1 交付金額 金 円

2 交付条件

- (1) この補助金は、交付申請書記載の目的及び事業に使用し、他に使用しないこと。
- (2) 事業計画又は収支予算を変更したときは、補助金額を変更することがあります。
- (3) 事業終了後又は会計年度終了後、速やかに事業報告書及び収支決算書を提出すること。
- (4) 補助金の用途について、本職が報告又は書類の提出を求めたときはこれに応ずること。
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれかの義務を履行しないときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

3 申請の取り下げ

この補助金の交付決定の内容又は、これに付された条件に異議があるときは、この通知書を受け取った日から10日以内に申請の取り下げをすることができます。

第3号様式

請 求 書

金 額							
-----	--	--	--	--	--	--	--

(件名) 年度防犯事業に対する区費補助金として、上記の金額を請求いたします。

年 月 日

板 橋 区 長 様

事務所所在地
団体名称
代表者

第4号様式

年 月 日

板 橋 区 長 様

事務所所在地
団体名称
代表者

板橋区防犯協会補助金実績報告書

年度板橋区防犯協会補助金について、下記のとおり関係書類を添えて報告いたします。

記

1 実績額

(単位：円)

交付決定額	受領額 (A)	実績額 (B)	不要額 (A) - (B)

2 関係書類

別添のとおり

(補助対象事業の成果、補助金に係る収支決算に関する事項、補助金の使途内訳等)